

令和7年第3回各務原市教育委員会会議録

日時 令和7年3月3日（月）

午後3時00分開会

午後5時00分閉会

場所 産業文化センター8階第1特別会議室

1 出席委員

教育長 丹羽 章、委員 大友 克之、委員 大堀 憲、委員 林 ゆり、
委員 小島 聡太郎、委員 松原 裕子

2 出席職員

（教育委員会事務局）

事務局長 横山 直樹、教育施設整備推進室新総合体育館整備推進係長 奥村 友一、
次長兼総務課長 伊藤 恭啓、学校施設課長 福手 芳尚、学校教育課長 奥村 篤、
青少年教育課長 神田 香里、文化財課長 西村 勝広、スポーツ課長 飯沼 利行

3 会議の書記

教育委員会事務局総務課 主任主事 砂川 雄哉

4 会議に付した案件

議第10号 各務原市教育ビジョン（第4期教育振興基本計画）の策定について

議第11号 学校教育に係る方針等について

議第12号 各務原市文化財審議会委員の委嘱について

議第13号 各務原市学校建替基本方針の策定について

議第14号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事（各務
原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について）

議第15号 公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する事

議第16号 人事に関する事

5 開会

教育長より、開会を宣言。

6 議事の概要

(1) 議決事項

教 育 長 本日の議案中、議第14号は、議会の議決を経るべき事件の議案についての
意見の申出に関する事に該当するため、議第15号は、公開することによ
り個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する事に該当するため、
議第16号は、任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に関する事に該
当するため、非公開としたいと思います。
非公開とすることに異議はありませんか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 では、当該案件については非公開とします。

議第10号 各務原市教育ビジョン（第4期教育振興基本計画）の策定について

教 育 長 議第10号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

総 務 課 長 （議第10号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

大 友 委 員 格差の再生産とはどういう意味ですか。

総 務 課 長 格差が格差を生むという意味です。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第10号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

（全委員挙手）

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第10号を原案通り承認いたします。

議第11号 学校教育に係る方針等について

教 育 長 議第11号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

総 務 課 長 （議第11号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

大 友 委 員 主語が教員なのか児童生徒なのかが明示されると良いと思います。

教 育 長 表現を検討します。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第11号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

（全委員挙手）

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第11号を原案通り承認いたします。

議第12号 各務原市文化財審議会委員の委嘱について

教 育 長 議第12号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

文化財課長 （議第12号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第12号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

（全委員挙手）

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第12号を原案通り承認いたします。

議第13号 各務原市学校建替基本方針の策定について

教 育 長 議第13号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校施設課長 （議第13号について、資料により説明。）

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

大 友 委 員 まだ委員会の承認を得ていないため、ここに提出されるべきものは、方針(案)だと思いますが、いかがでしょうか。

学校施設課長 案とすべきでした。

大友委員 答申書としては非常によくできていると評価したいと思います。答申書には委員長の思いだと思いますが、「アンケート、親子ワークショップ、パブリックコメントを参考にしました」と記載されており、「はじめに」に盛り込むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

学校施設課長 末尾にアンケート結果等が付属していますが、初めは付属しておらず、大友委員からのご指摘と同じ趣旨で追加したものです。計画案としては、冒頭に経緯が書いてあることはあまりないので、書くとしたら、付録に追記することが適切かと考えています。

大友委員 意見する方にとっては、自らの意見が採用されたのか否かが気になる場所だと思いますので、記載すると良いのではないかと考えます。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

林 委 員 イメージ図を見ると、かかみがはら支援学校が思い起こされたところですが、建て替えには予算が必要だと思います。色々と実現したいことはあると思いますし、予算不執行だと翌年度の予算が縮減されるという事情はあるかもしれませんが、市民の方の理解も必要だと思いますので、真に必要なものを取捨選択することが重要になると思います。

教 育 長 個別に検討していくことになりますが、その段階で、必要なもの無駄なものを現実路線で検討していくことになると思います。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第13号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第13号を原案通り承認いたします。

議第14号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事（各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について）

教 育 長 議第14号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校施設課長 (議第14号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

大友委員 適正規模・適正配置基本計画というものは既にあるという理解で良いでしょうか。それは、いつ策定されたものですか。

学校施設課長 既に計画は策定されておりまして、令和2年6月策定のものになります。この計画では、すぐに適正化を図る必要があると判断される学校はなかったため、市内小学校17校と中学校8校を維持するという結論になっています。今回これを見直そうとするものです。

大友委員 既に策定されている基本計画の見直しを目的としているのではなく、適正規模・適正配置について審議することが目的であるということですか。

学校施設課長 その通りです。その中で主なものが、時点修正、いつ頃に統廃合するといったことになります。

大友委員 新たな基本計画を策定することが最終目的でしょうか。

学校施設課長 今回大きく2つのことを行おうとしています。1つ目が前回策定した計画の

見直し、2つ目にどの学校とどの学校をどういう順番で統廃合するかという内容を定めた計画の策定になります。

大 友 委 員 学校建替基本方針にも「基本計画（令和2年6月策定）」と記載しておく、今回委員会の目的がより分かりやすいと考えます。

学校施設課長 確かにその通りだと思います。

教 育 長 今回は計画の見直しを行うことになります。前回の計画では、全ての学校を維持するという方針でしたので、これを委員会で議論いただきます。この作業によって大きく各務原市の教育が変わると思います。大胆な判断が出てくるかもしれません。

教 育 長 ほかに質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第14号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。
(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第14号を原案通り承認いたします。

議第15号 公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する事
(内容非公開)

議第16号 人事に関する事
(内容非公開)

7 閉会

教育長より、閉会を宣言。